衛生管理区域とは？

衛生管理区域は、居住空間等と区別することにより、畜舎周辺を病原体に汚染される可能性が少ない清浄区域とし、畜舎への家畜伝染病の侵入リスクを低減することを目的として設定するものです。衛生管理区域は農場の敷地内にのみ設定可能で、公道や他人の所有地を衛生管理区域とすることはできません。

農林水産省「飼養衛生管理基準の改正に関する Q&A」より

Q10. 農場が公道や私道で分断されている場合、その行き来をする場合にも消毒等の実施が必要ですか。

1. 両農　場が道路を隔てて隣接しており、又は両農場間に別の畜産関係施設が存在しない場合には、公道や私道を含めて両農場を同一の衛生管理区域とみなすことができます。

2. ただし、この場合には、公道を通行する人や車両に消毒を義務付けることはできないので、両農場間の移動に当たっては、両農場の出入口で踏込消毒槽等による長靴の入念な消毒を行ってください。

※里道（りどう）は市町村が所有・管理する公道（法定外公共物）です。

村田養豚場の敷地範囲

市有土地境界確定図

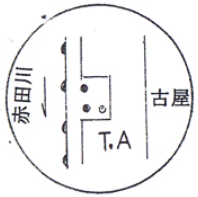

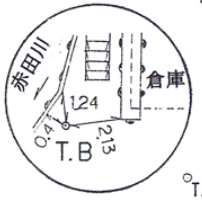

この市有土地境界確定図は、平成19年(2007)に京都府警の捜査に協力する形で作成されました。この図にある土地境界は、関係土地所有者が京都府警に示した土地境界です。

平面図

縮尺 = 1 / 500

木津川市 加茂町 西小 長尾 2

木津川市 加茂町 西小 長尾谷1−乙

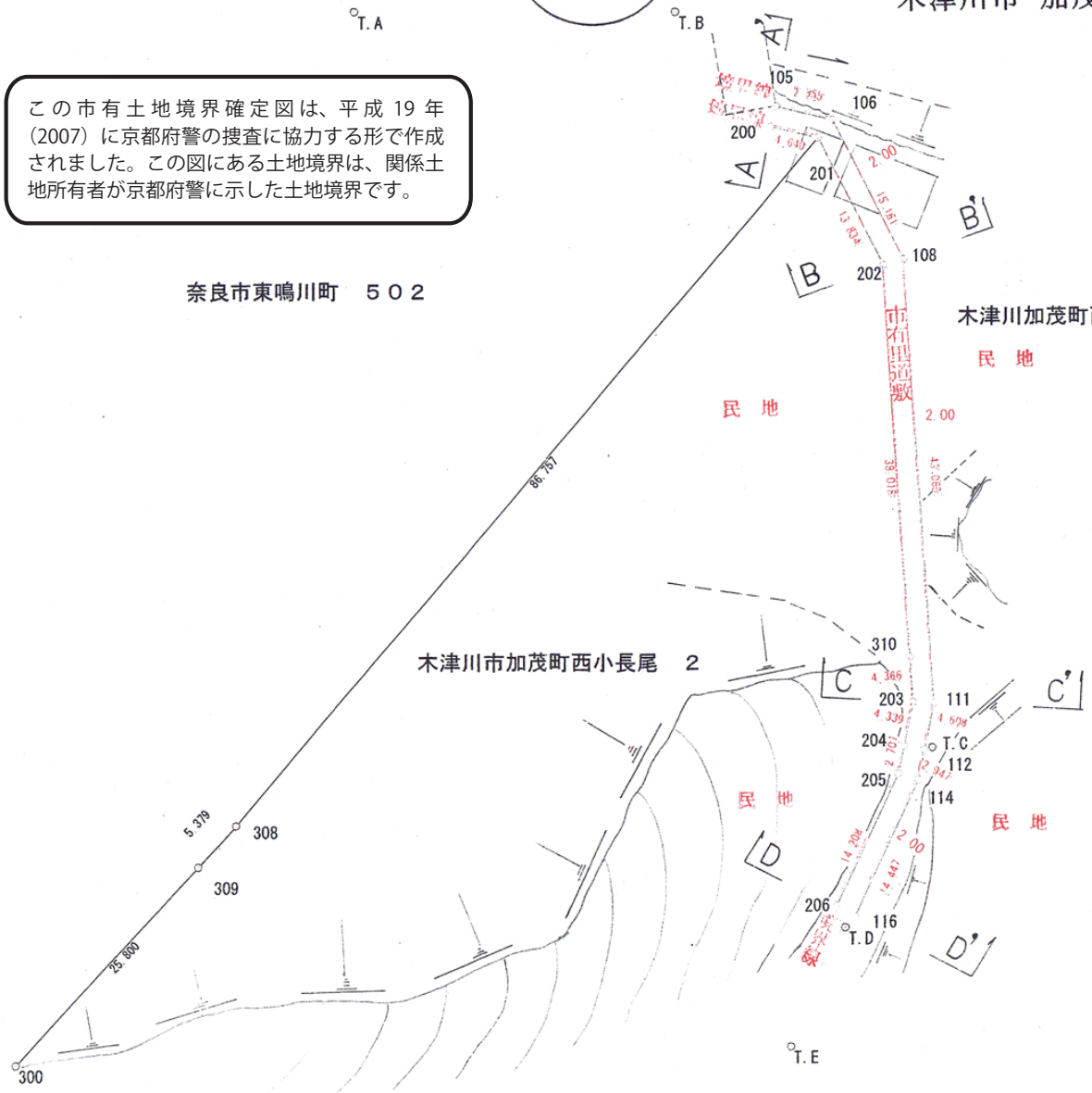

座標一覧表

点 名	X座標	Y座標
T.A	+100.000	+100.000
T.B	+100.000	+130.806
T.C	+28.868	+155.374
T.D	+11.604	+146.966
T.E	+0.238	+141.729
105	+90.945	+140.397
106	+89.619	+145.792
108	+76.116	+152.684
111	+33.144	+155.511
112	+28.629	+154.589
114	+25.742	+153.999
116	+12.669	+147.849
200	+89.002	+139.919
201	+87.895	+144.426
202	+75.573	+150.714
310	+37.637	+153.210
203	+33.281	+153.496
204	+29.030	+152.629
205	+26.377	+152.087
206	+13.521	+146.039
308	+21.544	+88.530
309	+17.582	+84.893
300	-1.309	+67.320

断面図 1／100

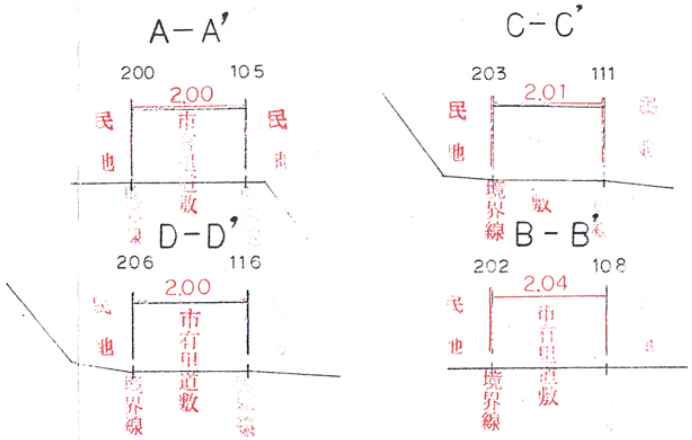

9 木管 第7-85号

本図朱書のとおり境界を確定します。

平成19年11月20日

京都府木津川市長 河 井 規 子

作成日 平成19年9月20日

作成者 木津川市 建設部 管理課

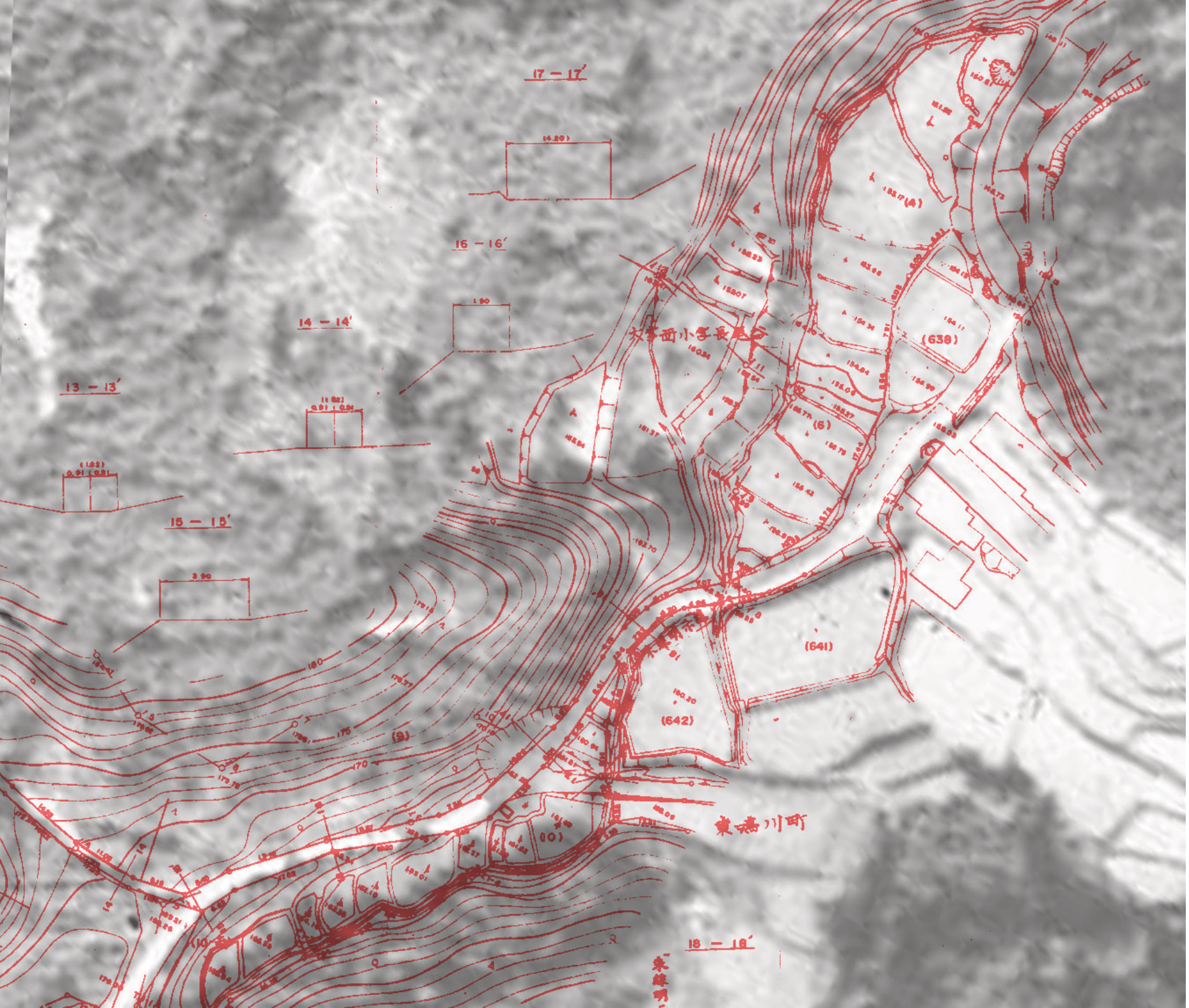

1946 年米軍が撮影した航空写真に、1983 年（昭和 58 年）に測量された「地内平面図」を重ねたもの。里道の位置がほとんど変わっていないことがわかります。

1974 年の航空写真に、1983 年（昭和 58 年）に測量された「地内平面図」を重ねたもの。里道の位置がほとんど変わっていないことがわかります。

2013 年頃の航空写真に、1983 年（昭和 58 年）に測量された「地内平面図」を重ねたもの。道の西側に畜舎が増設されましたが、里道の位置はほとんど変わっていないことがわかります。

地内平面図 里道（京都府相楽郡木津町・京都府相楽郡加茂町・奈良県奈良市中ノ川町・奈良県奈良市東鳴川町）
昭和 58 年（1983）測量／会社名：アジア技研／測量士：鈴木日進／測量士登録番号：第 54104 号

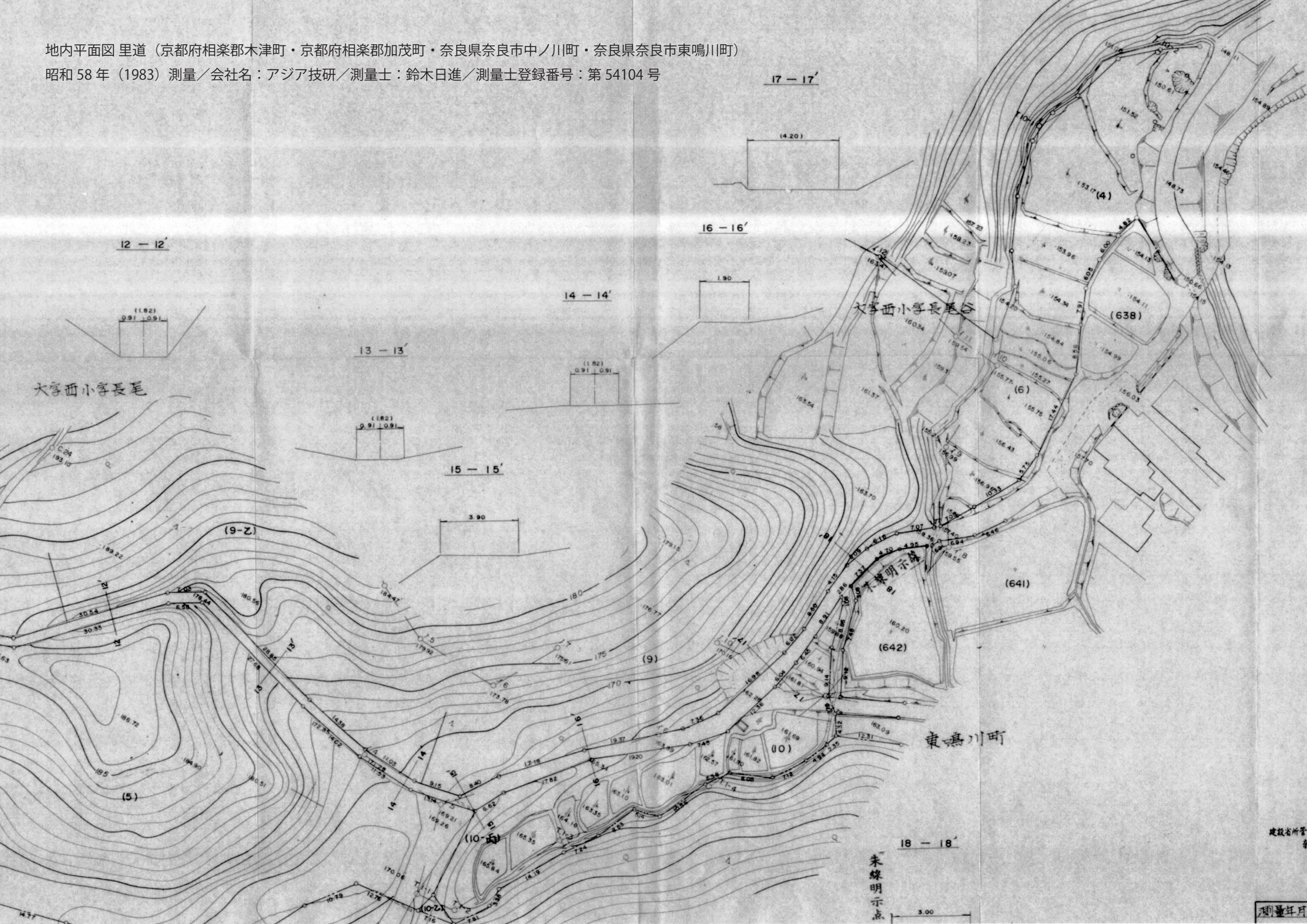

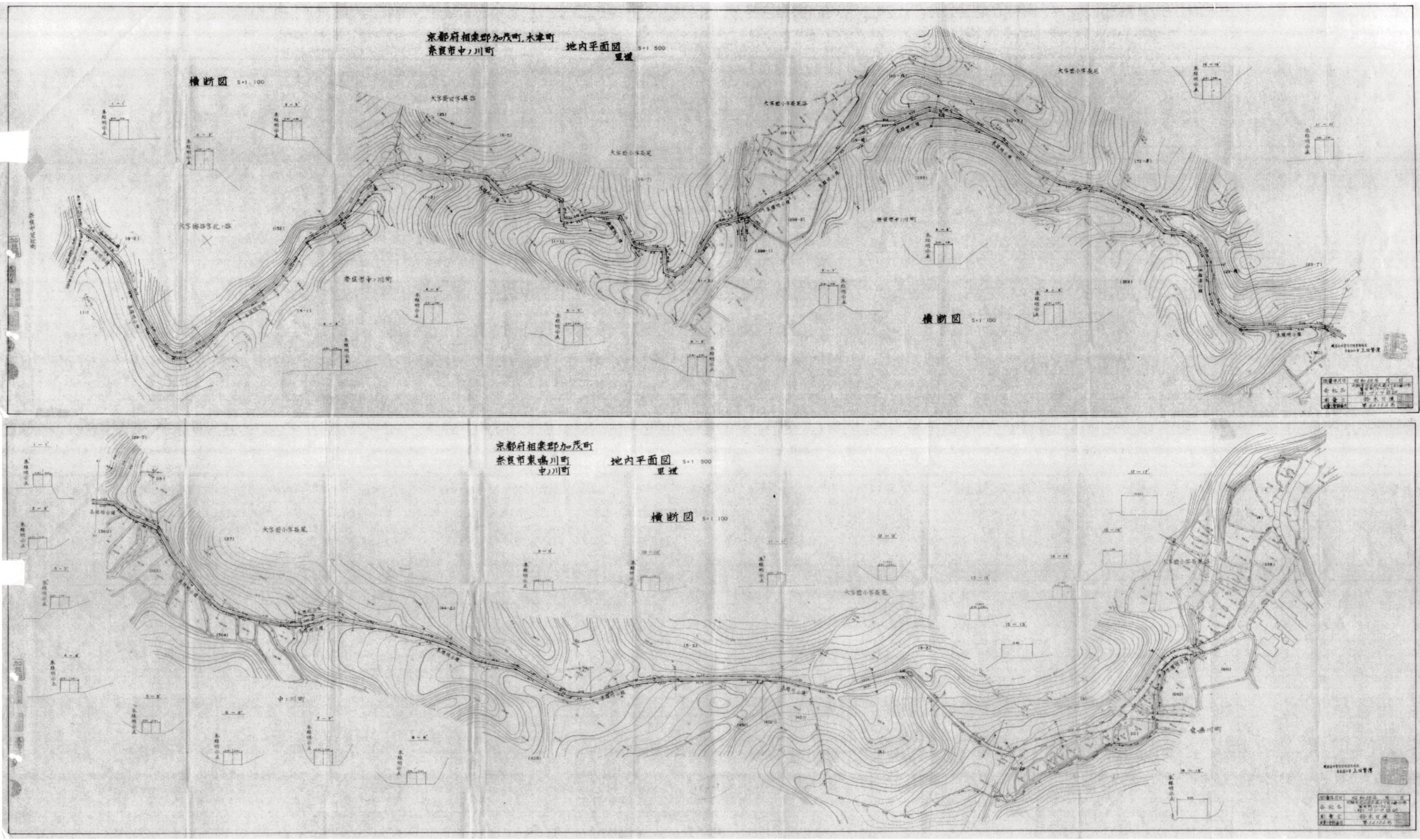

地内平面図 里道（京都府相楽郡木津町・京都府相楽郡加茂町・奈良県奈良市中ノ川町・奈良県奈良市東鳴川町）

昭和 58 年（1983）測量／会社名：アジア技研／測量士：鈴木日進／測量士登録番号：第 54104 号

関連法規

木津川市法定外公共物管理条例
（行為の禁止）
第３条　何人も、法定外公共物について、次に掲げる行為をしてはならない。
（１）　法定外公共物を損傷し、又は汚損すること。
（２）　法定外公共物に土石、竹木、ごみその他これらに類するものをたい積し、又は投棄すること。
（３）　前２号に掲げるもののほか、法定外公共物の保全又は利用に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

奈良市法定外公共物の管理に関する条例
（行為の禁止）
第３条　何人も、法定外公共物の保全又は利用に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。

京都府 動物の飼養管理と愛護に関する条例
（犬の係留）
第５条　犬の所有者等は、飼い犬を、逃げるおそれがなく、かつ、人に危害を加えることのない方法で常に係留しておかなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。
（１）　飼い犬を制御することができる者が、その犬を制御できる引き綱、鎖等でつないで運動させ、又は移動させるとき。
（２）　盲導犬、警察犬その他規則で定める犬をその目的のために使用し、又は人に危害を加えるおそれのない場所若しくは方法で訓練するとき。
（３）　屋内又はおり若しくは囲いの中で外部と隔絶して飼養するとき。
（４）　その他規則で定めるとき。
（措置命令）
第 10 条　知事は、前条第１項の規定による立入調査の結果、人の生命、身体又は財産に対する危害の防止のための措置が必要と認めるときは、飼い犬の所有者等に対し、当該措置を命じることができる。
第 18 条　第 10 条の規定による措置命令に従わなかつた者は、30 万円以下の罰金に処する。

奈良県動物の愛護及び管理に関する条例
(犬の飼い主の遵守事項)
第五条　犬の飼い主は、前条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
一　次に掲げる方法により、常に、飼養する犬が人の生命等を侵害することのないようにしておくこと。
ア　飼養する犬の形態、性状等に応じ、丈夫な綱、鎖等で固定的な工作物等に係留すること。
イ　飼養する犬の形態、性状等に応じ、おり、囲い等の障壁の中で飼養すること。
ウ　飼養する犬を連れ出す場合にあっては、飼養する犬の形態、性状等に応じ、丈夫な綱、鎖等で保持する等これを制御できるようにしておくこと。
エ　アからウまでに掲げるもののほか、規則で定める方法
二　犬の種類、発育状態等に応じて適正な運動をさせること。
三　犬の生態、習性及び生理を理解した上で、当該犬に適したしつけを行うこと。
(措置命令)
第十四条　知事は、犬の飼い主が第五条第一号に掲げる事項を遵守していないと認めるときは、当該犬の飼い主に対し、期限を定めて、次に掲げる措置を講ずべきことを命ずることができる。
一　係留すること。
二　口輪をつけること。
三　前二号に掲げるもののほか、犬による人の生命等に対する侵害を防止するために必要な措置を講ずること。
第十九条　第十四条の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

衛生管理区域とは？

衛生管理区域は、居住空間等と区別することにより、畜舎周辺を病原体に汚染される可能性が少ない清浄区域とし、畜舎への家畜伝染病の侵入リスクを低減することを目的として設定するものです。衛生管理区域は農場の敷地内にのみ設定可能で、公道や他人の所有地を衛生管理区域とすることはできません。

農林水産省「飼養衛生管理基準の改正に関する Q&A」より

Q10. 農場が公道や私道で分断されている場合、その行き来をする場合にも消毒等の実施が必要ですか。

1. 両農場が道路を隔てて隣接しており、又は両農場間に別の畜産関係施設が存在しない場合には、公道や私道を含めて両農場を同一の衛生管理区域とみなすことができます。
2. ただし、この場合には、公道を通行する人や車両に消毒を義務付けることはできないので、両農場間の移動に当たっては、両農場の出入口で踏込消毒槽等による長靴の入念な消毒を行ってください。

Q11. 農場の中に自宅がありますが、農場全体を衛生管理区域とした場合、郵便や新聞配達のバイク、宅配便、家族や友人の自家用車などの車両も消毒しなければならないのですか。また、近所の人が来たときも消毒しなければならないのですか。

1. 農場全体を衛生管理区域とした場合には、農場に入る全ての人及び車両に対して消毒する必要があります。
2. しかしながら、近所の人や生活関係車両まで全て消毒するのは、現実的には難しい面があるかと思いますので、そのような場合は、ロープや白線などの簡便な方法で結構ですので、生活関係車両や人の通行帯を設け、衛生管理区域と区分することが望ましいと考えています。

関連機関の見解

Q. 敷地の間にある里道の通行に際し、名前・住所・電話番号を記録する必要がありますか？

A. 里道は公道ですので自由に通行できます。農場敷地内の衛生管理区域に入るわけではないため、里道通行時に入場記録を求める法的根拠はいっさいありません。通行する市民が、入場記録要求に応じる義務はありません。（奈良県家畜保健衛生所による回答）

Q. 衛生管理区域の内と外を放し飼いの犬が行き来するのは問題ないのでしょうか？

A. イノシシの進入を防ぐために犬を飼うことは飼養衛生管理基準違反ではありませんが、犬を放し飼いにするのは、その犬がどこで野生のイノシシと接触するかわからないので、よい措置とは言えません。柵で囲い、その中で犬を飼うなど、犬が衛生管理区域を出入りしないようにすることが望ましいと考えます。犬が行動できる範囲を、衛生管理区域の内側か外側かのいずれかに限定するべきです。（農林水産省安全局家畜防疫対策室による回答）

里道の通行に関する問い合わせ

奈良市 建設部 道路室 土木管理課
電話：0742-34-4893
E-mail：dobokuk@city.nara.lg.jp

木津川市 管理課
電話：0774-75-1221
FAX：0774-72-8382
E-mail：kanri@city.kizugawa.lg.jp

犬の放し飼いに関する問い合わせ

奈良市保健所 生活衛生課
電話：0742‐93‐8395
FAX：0742-34-2485
E-mail：hoken-seikatu@city.nara.lg.jp

京都府山城南保健所
電話：0774-72-4300（代表）
FAX：0774-72-8412
E-mail：yamashin-ho-minami-kikaku@pref.kyoto.lg.jp

養豚場／衛生管理区域に関する問い合わせ

奈良県 家畜保健衛生所 業務第一課
電話：0743-59-1700
FAX：0743-59-1740
E-mail：kachiku-hh@office.pref.nara.lg.jp

農林水産省安全局家畜防疫対策室
ダイヤルイン (03-3502-8292)